## 1 審査会の結論

四日市市長(以下「実施機関」という。)が、令和2年5月15日付け観光第12 号-2で行った行政情報不存在決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人(以下「請求人」という。)が四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。)に基づいて令和2年5月1日付けで行った行政情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対してなされた本件決定の取消しを求めるものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、 次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、次に掲げる事項に関する行政情報であり、本件開示 請求を行った目的は、市で行われる国体に向けて、伊坂ダムテニスコートを整備 し直す必要があると考え、その整備を依頼し、又は整備の許可を受けようとした 場合に必要となる設置者又は所有者の情報を知ることにある。
  - ア 伊坂ダムテニスコートの管理者の担当課が不明である。(以下「行政情報①」 という。)
  - イ 公共施設なのかどうかの位置づけを知りたい。(以下「行政情報②」という。) ウ 企業庁との締結したことは事実であるが、不明とのこと。(以下「行政情報③」 という。)
- (2) 平成25年3月1日及び4日に開催された市議会の委員会等において、伊坂ダム事業について審議されていることから、市には伊坂ダム事業に関する詳細な情報があると分かっているので、市議会の議事録を参照の上、再度の審査の検討を依頼する。
- (3) 市は、伊坂ダムテニスコートは市の所有するものではないと主張するが、伊坂ダムについては、企業庁と市が締結しているものであると言われているので、書

類は沢山ある。また、誰でも利用できる施設であり、料金も徴収していることからすれば、伊坂ダムテニスコートは公共施設ということになる。

また、企業庁に伊坂ダムテニスコートの整備を依頼したところ、「市が管理権限を有する。整備をしようとするのであれば市から許可を受けてほしい。」との発言を受けたことからも、市は伊坂ダムテニスコートを公共施設として管理している。

(4) 以上の事情を勘案すると、(1)に規定した行政文書は存在するはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述及び追加提出資料で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 行政情報の内容の特定について

本件開示請求に係る行政情報の内容が一義的に明らかでない部分があったため、 請求人から聞き取りを行い、本件開示請求に係る行政情報の特定を行った。

請求人は、市で行われる国体に向けて、伊坂ダムテニスコートを整備し直す必要があると考え、その整備を依頼し、又は整備の許可を受けようとした場合に必要となる設置者又は所有者の情報を知るために本件開示請求を行ったとのことであった。そのため、実施機関では、次のとおり本件開示請求に係る行政情報の内容を特定した。

- ア 行政情報①については、市が管理する公共施設である場合に、伊坂ダムテニスコートの再整備を依頼するならば、市の担当課がどこであるかが分かる行政 情報を請求するものであると判断した。
- イ 行政情報②については、伊坂ダムテニスコートが市の管理する公共施設であるということが分かる行政情報を請求するものであると判断した。
- ウ 行政情報③については、市が企業庁と伊坂ダムに係る協定を締結している事 実があることを踏まえて、伊坂ダムテニスコートの整備を依頼するために、同 施設の設置者又は所有者が分かる行政情報を請求するものであると判断した。
- (2) 行政情報①から③までの存否について

特定した行政情報について、実施機関において調査したが、伊坂ダムテニスコートは、公有財産調書に記載されておらず、市の管理する公共施設であるとの資料は存在せず、また、伊坂ダムテニスコートの設置者等を示す資料は存在しなかった。そのため、行政情報①から③までに該当する資料は、市に存在しない。

(3) 平成25年3月1日及び4日に開催された市議会の委員会等における伊坂ダム テニスコートに関する審議について

市議会の議事録によると、伊坂ダム休憩施設の購入について詳細な審議をされているが、テニスコートの管理者については、3月1日の委員会で、「伊坂ダムにあるテニス場と運動場も八郷地区連合自治会の管理と聞いているが本当か。」という問いに対し、市は「通常の管理や受付等は八郷地区団体事務局で行っている。」と回答している。

この質疑により、通常管理や受付等の通常利用に係る対応は、八郷地区団体事務局で行っていることが読み取れるが、テニスコートの設置者については議論に挙がっておらず、本件開示請求で求められる行政情報に該当しないと判断した。

(4) 審査会での意見を受けて実施した調査について

審査会から伊坂ダムテニスコートの権利関係について、より詳細な調査を行うべきであるとの意見を受けて、実施機関では、再度、権利関係について、企業庁、地元関係者等への聞き取り調査等を行った。

伊坂ダムテニスコートに関する権利関係については、伊坂ダムの敷地の所有権 は企業庁にあり、伊坂ダムの敷地の一部を市が企業庁から借り受けているが、伊 坂ダムテニスコートが整備されている敷地については、市は借り受けていない。

伊坂ダムテニスコートについては、整備後から現在に至るまで、地域の連合自治会において、管理規則等を制定し、管理・運営業務を行っている。また、整備工事等は、自治会が行っており、市はそのような工事の一部に対し、補助金を支出していた。

以上より、伊坂ダムテニスコートの設置者又は所有者については、企業庁又は地域の連合自治会であると推測はできたが、設置者が誰であるかの書類は見つけられなかった。

## 5 審査会の判断

#### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、 請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

- (2) 伊坂ダムテニスコートの権利関係について
  - ア 実施機関から事案の概要等の聞き取りを行ったが、市が伊坂ダムテニスコートの設置及び管理にどのように関与しているのかが、不明確であった。そこで、審査会は、本件決定が妥当であるか否かの判断をする前提として、伊坂ダムテニスコートの権利関係について、詳細な調査を実施機関に依頼した。この実施機関の調査結果の報告及び請求人からの口頭意見陳述の内容から、審査会として判断できる事項は次のとおりである。
  - イ 伊坂ダムテニスコートが所在する敷地の所有権については、企業庁が有する が、その設置者は不明であり、少なくとも市が設置し、又は管理しているとは 認定できなかった。

この点について、請求人は、企業庁と市との間で伊坂ダムに関する協定等を 締結しているのであるから、伊坂ダムテニスコートについても、市が設置して いるとの主張をしている。

しかし、企業庁と市との間での協定は、伊坂ダムの敷地の貸借についても定めているが、伊坂ダムテニスコートの敷地については、市が借りる範囲から除外されている。市が施設を設ける場合には、通常、土地の所有権、賃借権等土地を占有する権原を取得した上でなされるものであることからすれば、請求人の主張する事実を根拠に、市が伊坂ダムテニスコートを設置したと認定することはできない。

ウ また、請求人は、企業庁から、「市が管理権限を有する。整備をしようとする のであれば市から許可を受けてほしい。」との発言を受けたとの主張をしている。

もっとも、審査会から、請求人に、企業庁から市が管理権限等を有すると認められる資料の提供を受けた等審査会で内容を確認できる資料はあるかを尋ねたところ、そのような資料はないとのことであった。また、伊坂ダムテニスコートの整備時に作成したと思われる地域の連合自治会の管理規則等が存在し、現在においても、当該連合自治会が管理・運営業務を行っているとのことである。整備工事等についても、当該連合自治会が行っており、市はそのような工事の一部に対し、補助金を支出していたとのことである。このような事実の下

では、市が、整備工事を行う権限を有し、又は工事を許可するような地位にあると認めることはできない。

(3) 平成25年3月1日及び4日に開催された市議会の委員会等における伊坂ダムテニスコートに関する審議について

請求人から主張のあった伊坂ダムに関する議論がなされた市議会の議事録に関する資料を確認したが、通常管理や受付等の通常利用に係る対応について記載されており、請求人が主張するテニスコートの設置者については議論に挙がっておらず、本件開示請求で求められる行政情報には該当せず、市が設置者又は所有者であることを推認させる事実ではない。

# (4) 行政情報の存否について

前述のとおり、市が伊坂ダムテニスコートを設置し、又は管理しているとは認定できないことからすれば、行政情報①から③までに該当する資料は存在しないという実施機関の説明は、不自然、不合理なものであるとは評価できず、他に行政情報①から③までに関する資料の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、行政情報①から③までに該当する資料を保有しているとは認められない。

したがって、実施機関の行政情報不存在決定は妥当である。

#### (5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

# 6 審査会の要望

伊坂ダムテニスコートが所在する敷地について、当審査会としては八郷地区連合 自治会の利用に係る権利関係を明確にすべく、実施機関は関係各位と協議又は調査 をすることを要望する。

# 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 7月20日	・諮問書受理
令和2年 7月28日	· 口頭意見陳述申出書受理
令和2年 9月30日	・実施機関の口頭による意見陳述及び審議
	(令和2年度第1回審査会合議体)
令和2年12月 8日	・審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(令和2
	年度第2回審査会合議体)
令和3年 1月13日	・審議(令和2年度第3回審査会合議体)
令和3年 1月22日	・答申

# 経緯 (参考)

令和2年 5月 1日 行政情報開示請求

令和2年 5月15日 行政情報不存在決定

令和2年 6月17日 審査請求

令和2年 7月 3日 弁明書

令和2年 7月 8日 反論書